



2020年9月25日

日本鉄道労働組合連合会

JR四国労組「総合労働協約改訂等交渉妥結」

厳しい経営状況の中、一定の制度改善を実現

JR四国労組は、8月17日に「総合労働協約改訂等」及び「準組合員（エキスパート社員）の賃金引き上げ」、並びに「準組合員（契約社員）の賃金引き上げ」の要求を会社へ提出以降、団体交渉を積み重ねてきたが、9月24日の第3回団体交渉で会社から以下の提案を受けた。

その後に開催した業務対策委員会で取扱いについて協議した結果、コロナ禍の影響による厳しい経営状況下においても一定の改善が図られたと判断し、同17時に妥結した。

●本人申請に基づく始業時刻の変更

代替要員の措置を必要とせず、かつ、会社が業務上支障がないと認めたときに限る

●女性特有の休暇制度の名称変更

生理休暇の名称をFケア休暇に変更

●育児・介護休業法施行規則等の改正に伴う対応

日勤（1種）及び日勤（2種）勤務を指定されている者の、看護休暇及び介護休暇の使用単位を、半日単位から時間単位に見直し

●職務手当の支払い範囲の拡大

電気指令の業務を行う者で、特に指定された者に対し、職務手当（11,000円）を支給

●定期健康診断

特殊健康診断を兼ねる定期健康診断を受診した場合は、30分勤務したのものと取り扱う

●結婚休暇

結婚休暇の付与期限を当面延長

●契約社員の賃金控除項目の拡大

「互助会費及びこれに準ずるもの（ただし、JR四国社員互助会は除く）」を追加

●列車乗務員として雇用する契約社員の社員採用時の初任給等の新設